

### 第3回 安来市農業委員会議事録

令和5年9月21日 午後2時00分 第3回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

#### 1. 出席委員

1番	岩崎 金己君	2番	添田 俊之君	3番	新田 徹君	4番	横山 芳明君
5番	永塚 知芳君	6番	足立 仁行君	7番	北中 宏一君	8番	木戸 芳己君
9番	武上 隆雄君	10番	仲佐 久子君	11番	北川 正幸君	12番	新田 里恵君
13番	塩見 秀雄君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	17番	吉村 正君
18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君				

#### 2. 欠席委員 なし

#### 3. 出席事務局

堀江 規恵君 名原 猛君 二岡 美保君 加藤 靖弘君

#### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年9月21日 1日
日程第 3	議第 9号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	報第 6号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第12号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第 7号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 9	報第 8号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 10	報第 9号 非農地判断の実施について

#### 5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第3回農業委員会を始めさせていただきます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第3回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君  
ありません。

議 長：齋藤 哲君  
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により7番 北中委員、8番 木戸委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君  
日程第3 議第9号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、申請者の証言によりますと、昭和26年ごろから住宅進入路として利用し、その両側は池であったとのこと。池の部分は現在埋め立てて原野になっています。地元住民の方の聞き取り調査から申請者の証言は矛盾はなく、非農地証明事務取扱基準の(1)農地法が施行された昭和27年10月21日より前に非農地であった土地と考えます。以上です。

議 長：齋藤 哲君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君  
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君  
次に、現地調査報告を2班5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君  
5番 永塚でございます。2条案件の現地調査報告をいたします。昨日、ここで1時半より事務局の説明を受けました。堀江局長をはじめ事務局より3名、それから私と添田、木戸、渡邊克実、吉村委員の合計8人で現地調査に行きました。現地調査にはたまたまですが、私の担当地域でありましたので私が説明させていただきました。先ほど事務局より申請の内容につきましては説明がありましたが、この申請地の隣接する一戸建ての住宅は20年前より空き家になっていました。申請人の母が亡くなってから

その一戸建て自体が売りに出されていましたが、この度、売却が決まりました。その登記の申請の段階でこの土地が農地という事が分かったようでございます。申請地の隣の■■■人に聞きましたら、小さい頃からこの申請地は池であったという事を聞きました。私も自治会が一緒なものですからよく通るところではありますが、小さい頃から池であったという事を覚えております。以上のことを調査班の方に説明させていただきました。この案件について調査班として許可妥当という事になりましたが、皆様方の審議の方をよろしく願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 5m、農機具はトラクター1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人と子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。2番は、受贈による所有権移転する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 900m、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥調製もみすり機1台を所有しています。労働力は本人と子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 約1.2km、農機具は、トラクター1台、管理機2台、草刈り機2台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。4番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 2km圏内、農機具は、管理機1台、草刈り機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と夫、父の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。5番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 徒歩1分、栽培作物は果樹で、農機具は、所有していません。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1 番の案件について5 番 永塚委員お願いします。

5 番：永塚 知芳君

5 番 永塚でございます。1 番案件についてご説明いたします。譲渡人の親の実家が譲受人の隣という事で、10 年前に譲渡人の実家の叔母が亡くなり相続したものであります。譲受人の親に聞きますと、元々譲受人の所のものであったと、譲渡人の叔母になる人が畑がなくて困っていたところ、譲受人の方からこれを使いなさいという形で譲渡人の叔母が使っていた所でありました。譲渡人の叔母が亡くなってから私の方にも相談がありましたが、この度、話し合いがつきまして譲渡人が譲受人に贈与という形で所有権を移転するものであります。以上です。

議 長：齋藤 哲君

2 番の案件について1 4 番 渡邊委員お願いします。

1 4 番：渡邊 克実君

1 4 番 渡邊でございます。2 番案件についてご説明いたします。この案件は譲受人の経営面積拡大のための所有権移転でございます。譲受人は105.3 a の経営面積で意欲的に農業に取り組んでおられます。また、申請地に隣接する農地を持っておられることから周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長：齋藤 哲君

3 番の案件について5 番 永塚委員お願いします。

5 番：永塚 知芳君

5 番 永塚でございます。3 番案件についてご説明させていただきます、この申請と同じようなものが今年の1 月にも同じような形でいたしておりまして、その時点での申請漏れのような形でございます。譲渡人は約10 年前にご主人が亡くなられて、農業をやる気が全くなく、昨年あたりから自治会を通じてこの農地を管理してもらえないかというような話し合いが持たれ、この度、改めて譲受人になったものです。この農地は数年前よりこの地域の農事組合法人が管理しておりまして、現在もそのものがずっと続いておりまして、他に影響を与えるものではありませんので、皆さん方のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

4 番の案件について3 番 新田委員お願いします。

3 番：新田 徹君

3 番 新田です。この案件は相続に係って発生した件でございます、相続人である■■■■さんが広瀬町奥田原という所でございます、実際その農地を営農しております■■■■さんは姪にあたるという事で、この度、贈与という形で所有権の移転の申請をされたという事でございますので、ご理解をいただけたらというふうに思っております。以上です。

議 長：齋藤 哲君

5 番の案件について1 7 番 吉村委員お願いします。

1 7 番：吉村 正君

1 7 番 吉村です。5 番案件についてご説明をいたします。申請地の隣接するところには、現在、譲受人が住まいをいたしておりまして、譲渡人がこの地を離れたものですから、管理ができないという状況

になっておりました。今回、改めて管理ができないからという事で、■■■の条件で譲り受けまして、果樹畑として活用していくという事で契約が整う事になりましたので、よろしく願いいたします。

議 長：齋藤 哲君  
説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 議第11号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地です。昨年秋に申請者の実家の父が亡くなりました。既存の墓地は実家から急傾斜の山を上がった場所にあり、墓を管理している高齢な母も足腰が悪く不便で墓参りもできない状態であることから、実家周辺に墓地を移転することとなりました。周辺の農地以外を検討しましたが、景観に配慮し近隣の方に不快感を与えない土地は、申請地以外なく選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について13番 塩見委員お願いします。

13番：塩見 秀雄君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を2班5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。1番案件についてご説明させていただきます。昨日、第2班として現地調査に行きました。現地では塩見委員の説明を受けました。先ほど事務局より説明していただきましたが、自宅より約400m先にある土地で、本人の母が高齢でもあり、なかなか行けないという事で、すぐ隣に自分の所の畑がありますけども、その一角に墓地として申請をするものであります。雨水につきましても自然浸透させ、また、畑も自分で耕作することから他に影響を与えるものではありませんので、調査班としては許可妥当とするという事にいたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
日程第6 報第6号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は分譲宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：齋藤 哲君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について8番 木戸委員  
お願いします。

8番：木戸 芳己君  
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君  
日程第7 議第12号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に、8番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、5番 永塚委員 の退席を求め  
ます。

議 長：齋藤 哲君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を  
求めるものです。計画要請については、16ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄  
をご覧ください。今月は、賃借権49件、面積35,873㎡、使用貸借権2件、面積1,549㎡、

全体で51件、総面積が37,422㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水でございます。議案第12号についてご説明いたします。詳細は16ページから22ページまでとなっております。今月の利用集積計画ですが、番号1が農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号2から12までが農地中間管理事業による利用権設定となります。中間管理事業による利用権設定について番号9のみが新規の集積となり、その他は所有権移転及び賃料変更に伴う再契約となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、5番 永塚委員の退席を解除します。

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第7号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

23ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。24ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、2件で、すべて相続です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第8号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

25ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。26ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は2件です。1番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇孝、担当部署農林工務部治山・林道課です。事業名は「令和4年度 林地荒廃防止事業（日白）山腹工事」



で期間は令和5年9月4日から令和6年1月22日までです。終了後は田として使用されます。2番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇孝、担当部署農林工務部治山・林道課です。事業名は「令和4年度 復旧治山事業（田頼2工区）溪間工事（繰越）」で期間は令和5年7月10日から令和6年3月29日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第10 報第9号 非農地判断の実施について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

27ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。28ページから29ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から202筆を抽出し、令和5年8月31日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地200筆、面積183,375.95㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、9月中を予定しています。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第3回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時50分)